

事務連絡
令和5年10月3日

高齢者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局監査指導部
介護保険サービス・法人指導監査担当

(介護) サービス継続支援事業の取扱い変更について (通知)

平素は本市介護保険事業の運営にご支援・ご協力を賜り、また、新型コロナウイルス感染症の対応に日々努められていることに対し、厚く御礼申し上げます。

施設・事業所で利用者又は職員に感染者が発生し、一定の経費を支出した場合等に補助を行う国・県の「サービス継続支援事業(サービス提供体制確保事業)」につきましては、令和5年9月29日付で兵庫県より、10月1日以降の取扱い(変更)に関する通知が出されています。

【令和5年9月29日付兵庫県(福祉部高齢政策課)通知】

事務連絡
令和5年9月29日

政令市・中核市介護保険担当課 御中

兵庫県福祉部高齢政策課

令和5年度 介護事業者等サービス継続支援事業補助金に関する
10月1日以降の取扱いについて

平素は、高齢者福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

令和5年度介護事業者等サービス継続支援事業補助金について、10月1日から運用を変更する旨、厚生労働省から通知がありましたのでご留意いただきますようお願いします。(略)

記

9月までの取扱い	10月1日以降の対応
感染者が発生した場合等の かかり増し経費の補助 (上限なし)	新型コロナ感染者への対応に係る業務手当(危険手当等)について、1人あたりの補助上限を4,000円/日かつ2万円/月とする。 なお、9月の手当であっても、支給が10月1日以降となる場合は、上記補助上限が適用される。
施設内療養の補助 (通常の補助1万円/日、 追加補助1万円/日)	通常の補助及び追加補助の補助単価について、それぞれ1人あたり1万円/日⇒5千円/日に変更する。 追加補助の要件であるクラスターの発生人数について、大規模施設(定員30人以上)は5人/日以上⇒10人/日以上、小規模施設(定員29人以下)は2人/日以上⇒4人/日以上に変更する。

上記県通知により、本市でも同様の取り扱いとなりますのでご注意願います。

また本市では、令和5年10月収束分のエントリーについては、11月30日17時までの受付となっておりますが、エントリーシート等(様式)については、県の動向等を踏まえて改訂のうえ、あらためて周知する予定です。

神戸市福祉局監査指導部

(「サービス継続支援事業」担当者)

kaigoshidou_chosa@office.city.kobe.lg.jp